



佐賀県公報

平成18年
4月17日
(月曜日)
第 12743号

居宅サービス事業者を次のとおり指定した。

平成十八年四月十七日

佐賀県知事 古川 康

(◎印は、県例規集に登載するもの)

目 次

告 示

○介護保険法に基づく指定居宅サービス事業者の指定	(二九〇・長寿社会課)一
○介護保険法に基づく指定居宅介護支援事業者の指定	(二九一・〃)三
○介護保険法に基づく指定居宅サービス事業所の所在地の変更	(二九二・〃)三
○介護保険法に基づく指定居宅介護支援事業所の所在地の変更	(二九三・〃)三
○介護保険法に基づく指定居宅介護支援事業の廃止	(二九四・〃)三
○佐賀県卸売市場条例に基づく卸売市場の開設者及び卸売業者の変更	(二九五・流通課)四
○廃川敷地等の発生	(二九六・河川砂防課)四
○保安林予定森林	(二九七・森林整備課)四
○	(二九八・〃)五
公 告	
○ノート型パソコンコンピュータの購入に係る一般競争入札(情報・業務改革課)	五
○農地保有合理化事業規程の廃止承認	五
○建築基準法に基づく道路の位置の指定	五
○道路交通法に基づく地域交通安全活動推進委員の委嘱	七
公 安 委 員 会 事 項	
○	七
公 告	
○佐賀県告示第二百九十号	七
○介護保険法(平成九年法律第二百二十三号)第四十一条第一項に規定する指定	七

一 (一) 指定年月日 平成十八年三月一日
(二) 申請者の名称及び主たる事務所の所在地
名 称 社会福祉法人武雄市社会福祉協議会
所在地 武雄市武雄町大字富岡八千四百八十一番地一
(三) 事業所の名称、所在地及びサービスの種類
名 称 武雄市社会福祉協議会
所在地 武雄市武雄町大字富岡八千四百八十一番地一
(二) (一) 指定年月日 平成十八年三月一日
申請者の名称及び主たる事務所の所在地
名 称 社会福祉法人武雄市社会福祉協議会
所在地 武雄市武雄町大字富岡八千四百八十一番地一
(三) 事業所の名称、所在地及びサービスの種類
名 称 武雄市社会福祉協議会
所在地 武雄市武雄町大字富岡八千四百八十一番地一
(二) (一) 指定年月日 平成十八年三月一日
申請者の名称及び主たる事務所の所在地
名 称 社会福祉法人有田町社会福祉協議会
所在地 西松浦郡有田町南原甲六百六十四番地四
事業所の名称、所在地及びサービスの種類
名 称 ホームヘルパーステーション「ありた」
所在地 西松浦郡有田町南原甲六百六十四番地四
サービスの種類 指定訪問介護

四 (一) 指定年月日 平成十八年三月一日	五 (二) 申請者の名称及び主たる事務所の所在地 名 称 社会福祉法人有田町社会福祉協議会 所在地 西松浦郡有田町南原甲六百六十四番地四 事業所の名称、所在地及びサービスの種類 名 称 訪問入浴「ありた」
六 (一) 申請者の名称及び主たる事務所の所在地 名 称 社会福祉法人有田町社会福祉協議会 所在地 西松浦郡有田町南原甲六百六十四番地四 事業所の名称、所在地及びサービスの種類 名 称 デイサービスセンター「やすらぎ」	七 (一) 申請者の名称及び主たる事務所の所在地 名 称 社会福祉法人有田町社会福祉協議会 所在地 西松浦郡有田町南原甲六百六十四番地四 事業所の名称、所在地及びサービスの種類 名 称 ホームヘルパーステーション「くつろぎ」
八 (一) 申請者の名称及び主たる事務所の所在地 名 称 有限会社シャロン	九 (一) 申請者の名称及び主たる事務所の所在地 名 称 ホームタナカ
十 (一) 申請者の名称及び主たる事務所の所在地 名 称 有限会社精祥	十一 (一) 申請者の名称及び主たる事務所の所在地 名 称 介護付有料老人ホームいまり
(二) 申請者の名称及び主たる事務所の所在地 名 称 株式会社ライフサポートNEO	(二) 申請者の名称及び主たる事務所の所在地 名 称 神埼市神埼町大字鶴千三百二十一番地
(三) 申請者の名称及び主たる事務所の所在地 名 称 原古賀紀水苑	(三) 申請者の名称及び主たる事務所の所在地 名 称 事業所の名称、所在地及びサービスの種類

所在地 鳥栖市原古賀町八百五十四番地
 サービスの種類 指定認知症対応型共同生活介護
 (一) 指定年月日 平成十八年三月二十七日
 (二) 申請者の名称及び主たる事務所の所在地

名称 医療法人社団如水会

所在地 鳥栖市轟木町千五百二十三番地六

(三) 事業所の名称、所在地及びサービスの種類

名称 グループホーム「安心」なかばる

所在地 三養基郡みやき町大字原古賀百九十番地三
 サービスの種類 指定認知症対応型共同生活介護

●佐賀県告示第二百九十一号

介護保険法(平成九年法律第二百二十三号)第四十六条第一項に規定する指定居宅介護支援事業者を次のとおり指定した。

平成十八年四月十七日

佐賀県知事 古川 康

一 (一) 指定年月日 平成十八年三月一日

(二) 申請者の名称及び主たる事務所の所在地

名称 社会福祉法人武雄市社会福祉協議会

所在地 武雄市武雄町大字富岡八千四百八十一番地一

(三) 事業所の名称、所在地及びサービスの種類

名称 武雄市社会福祉協議会

所在地 武雄市武雄町大字富岡八千四百八十一番地一

二 (一) 指定年月日 平成十八年三月一日

申請者の名称及び主たる事務所の所在地

名称 社会福祉法人有田町社会福祉協議会

所在地 西松浦郡有田町南原甲六百六十四番地四

(三) 事業所の名称、所在地及びサービスの種類
 名称 有田町社会福祉協議会居宅介護支援事業所
 所在地 西松浦郡有田町南原甲六百六十四番地四

●佐賀県告示第二百九十二号

介護保険法(平成九年法律第二百二十三号)第七十五条の規定により、指定居宅サービス事業者から次のとおり事業所の所在地を変更した旨の届出があつた。

平成十八年四月十七日

佐賀県知事 古川 康

●佐賀県告示第二百九十三号

介護保険法(平成九年法律第二百二十三号)第八十二条の規定により、指定居宅介護支援事業者から次のとおり事業所の所在地を変更した旨の届出があつた。

平成十八年四月十七日

佐賀県知事 古川 康

名 称		所 在 地	変更年月日
旧	新		
伊万里市山代町峰六五二二番地四	伊万里市山代町峰六五四五番地一一	西光苑居宅介護支援事業所	平成一八・三・一六
伊万里市山代町峰六五四五番地一一	伊万里市山代町峰六五四五番地一一	西光苑居宅介護支援事業所	平成一八・三・一六

●佐賀県告示第二百九十四号

介護保険法(平成九年法律第二百二十三号)第八十二条の規定により、指定居宅介護支援事業者から次のとおり当該指定居宅介護支援事業を廃止した旨の届出があつた。

出があつた。

平成十八年四月十七日

名 称	所 在 地	廢止年月日
西田病院居宅介護支援事業所	伊万里市山代町楠久八九〇番地二	平成一八・四・一

○佐賀県告示第二百九十五号

卸売市場法（昭和四十六年法律第三十五号）第五十五条に規定する地方卸売市場の開設者及び同法第五十八条第一項に規定する卸売業者が変更されたので、
佐賀県卸売市場条例（昭和四十六年佐賀県条例第三十七号）第二十三條の規定により、次のとおり告示する。

平成十八年四月十七日

佐賀県知事 古川 康

新 九州魚市株式会社佐賀 魚市場	地方卸売市場名	開設者名	卸売業者名	変更年月日
旧 佐賀魚株式会社	九州魚市株式会社	佐賀魚株式会社	九州魚市株式会社	平成一八・四・一
			佐賀魚株式会社	

○佐賀県告示第二百九十六号

河川区域の変更により廃川敷地等が生じたので、河川法施行令（昭和四十年政令第十四号）第四十九条の規定により、次のとおり公示する。
その関係図面は、佐賀県県土づくり本部河川砂防課及び鳥栖土木事務所に備え置いて縦覧に供する。

平成十八年四月十七日

佐賀県知事 古川 康

一 河川の名称
筑後川水系沼川二 廃川敷地等が生じた年月日
平成十八年四月十七日三 廃川敷地等の位置
三養基郡みやき町大字江口三一〇五番二地先、三一〇五番四地先及び三一〇五番九番地先四 廃川敷地等の種類及び面積
(1) 種類 土地
(2) 面積 三、七九三平方メートル

○佐賀県告示第二百九十七号

次の森林を保安林予定森林とする旨、農林水産大臣から通知があつたので、
森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第三十条の規定により告示する。

平成十八年四月十四日

佐賀県知事 古川 康

一 保安林予定森林の所在場所

唐津市厳木町厳木字鶴五八八、五八九、五九〇の六から五九〇の八まで

二 指定の目的

土砂の流出の防備

三 指定施業要件

(一) 立木の伐採の方法

ア 主伐に係る伐採種は、定めない。

イ 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

ウ 間伐に係る森林は、次のとおりとする。

(二) 立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種 次のとおりとする。

(「次のとおり」は、省略し、その関係書類を佐賀県県土づくり本部森林整備課及び唐津市役所に備え置いて縦覧に供する。)

●佐賀県告示第一百九十八号

次の森林を保安林予定森林とする。農林水産大臣からの通知があつたので、

森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第三十条の規定による如きである。

平成十八年四月十四日

第12743号

佐賀県公報

5

平成18年4月17日(月)

平成18年4月17日
收支等命令者

佐賀県統括本部副本部長情報・業務改革課長事務取扱

迎出

佐賀県知事 古川康

1 競争入札に付する事項

- (1) 購入物品名及び数量 ノート型パソコンコンピューター式 815台
(2) 購入物品の特質等 入札説明書による。

(3) 納入期限 平成18年7月31日(月)

(4) 納入場所 佐賀県佐賀市城内一丁目1番59号
佐賀県統括本部情報・業務改革課(新行政棟5階)

(5) 入札方法
落札決定に当たつては、入札書に記載された金額に当該金額の5パーセントに相当する金額を加算した金額(当該金額に1円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てた金額)をもつて落札価格とするので、入札者は、消費税及び地方消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった契約金額の105分の100に相当する金額を入札書に記載すること。

1 指定の目的

土砂の流出の防備

2 指定施業要件

立木の伐採の方法

ア 主伐に係る伐採種は、定めなし。

イ 主伐として伐採をする立木は、当該立木の所在する町

村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齡以上のものとする。

ウ 間伐に係る森林は、次のとおりとする。

(1) 立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種 次のとおりとする。

(「次のとおり」とは、省略し、その関係書類を佐賀県国土総合本部森林整備課及び武雄市役所に備え置いて縦覧に供する。

○ 公 告

入札に参加しようとする者は、納入しようとする物品等の機能等を説明する書類及び2の(2)を確認することができる書類を、平成18年5月19日(金)の午後5時15分までに、4の(1)の場所に提出しなければならない。提出され

た書類を審査のうえ、入札参加資格を有すると認められた者に限り、入札の参加者とする。

なお、提出した書類について説明を求められたときは、これに応じなければならない。

4 入札書の提出場所等

(1) 入札書の提出場所、契約条項を示す場所、入札説明書の交付場所及び問い合わせ先

郵便番号840-8570 佐賀県佐賀市城内一丁目1番59号

佐賀県統括本部情報・業務改革課 情報管理担当(新行政棟5階)

電話 0952-25-7390

5 入札説明書の交付方法

平成18年4月24日(月)から5月12日(金)まで(土曜日及び日曜日を除く。)の午前8時30分から午後5時15分までの間(1)の場所で随時交付する。

6 入札書の提出方法

(1)の場所に5月29日(月)午前10時30分までに持参すること。

なお、郵送の場合は書留郵便とし、5月26日(金)までに必着のこと。

7 開札の日時及び場所

平成18年5月29日(月)午前11時

佐賀県佐賀市城内一丁目1番59号
佐賀県庁本館1階 入札室

8 その他

(1) 契約手続において使用する言語及び通貨 日本語及び日本国通貨

(2) 入札保証金及び契約保証金

ア 入札保証金

佐賀県財務規則(平成4年佐賀県規則第35号)第103条第2項第2号の規定により免除する。

イ 契約保証金
佐賀県財務規則第115条第3項第3号の規定により免除する。

(3) 入札の無効 次の各号のいずれかに該当する者が行つた入札は無効とする。

ア 参加する資格のない者

イ 当該競争入札について不正行為を行つた者
ウ 入札書の金額、氏名及び印影について誤脱又は判読不可能なものを提出した者

エ 1人で2以上の入札をした者
オ 代理人でその資格のないもの

カ 法令又は入札に関する条件に違反した者

(4) 契約書作成の要否 要

(5) 落札者の決定方法

ア 有効な入札書を提出した者で、予定価格の範囲内で最低の価格をもつて申込みをしたもの落札者とする。

イ 落札となるべき同価格の入札をした者が2人以上あるときは、直ちに当該入札者にくじを引かせ、落札者を決定するものとする。この場合において、当該入札者のうち出席しない者又はくじを引かない者があるときは、これに代えて、当該入札事務に關係のない職員にくじを引かせるものとする。

6 詳細は入札説明書による。

(7) この調達契約は、議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例(昭和39年佐賀県条例第17号)の適用を受ける。

(8) この調達契約は、1994年4月15日マラケシュで作成された政府調達に関する協定の適用を受ける。

6 Summary

(1) The nature and quantity of the products to be purchased:

Notebook-sized personal computer 815 set

(2) Deadline : 10:30 AM on May 29 2006

(3) For more information, Contact : Information and Operations

Improvement Division, General Management Headquater, Saga

Prefectural Government, 1-1-59 Jonai Saga-Shi, Saga-Ken, 840-8570,

第12743号

農業經營基盤強化促進法（昭和55年法律第65号。以下「法」という。）第8条第1項の規定により、農地保有合理化事業規程の廃止を次のとおり承認したので、同条第2項において準用する同法第7条第5項の規定により公告する。

平成18年4月17日

佐賀県知事 古川 康

○ 廃止承認

指定番号	指定定位置	指定年月日	幅員(メートル)	延長(メートル)
38	神埼郡吉野ヶ里町立野字立野 1204番2	平成18年3月31日	5.00	11.18

指定図面は、佐賀県国土づくり本部建築住宅課に備え、関係者の閲覧に供する。

報 公 県 賀 佐
平成18年4月17日(月)

農地保有合理化法人の名称及び住所	事業規程の廃止の承認に係る農地保有合理化事業の種類	廃止の承認年月日
唐津市農業協同組合	農地売買等事業（法第4条第2項第1号に規定する事業をいう。）及び研修等事業（法第4条第2項第4号に規定する事業）	平成18年3月31日
唐津市栄町2569番地1		
松浦東部農業協同組合		

氏名	連絡先	活動区域
本村 豊春	佐賀市本庄町大字鹿子146番地7	佐賀市（諸富町を除く。）並びに佐賀郡東与賀町及び久保田町
原口 昭子	佐賀市高木町6番27号	"
井口 一哉	佐賀郡川副町大字福富272番地33	佐賀市（諸富町に限る。）及び佐賀郡川副町
上場農業協同組合		
唐津市鎮西町岩野269番地1	"	中島健二郎 神埼郡吉野ヶ里町大曲3191番地52 城島 訓浩 神埼郡吉野ヶ里町田手1516番地

野田 健敏	鳥栖市儀徳町2756番地3	鳥栖市並びに三養基郡基山町、みやき町及び上峰町
川添 隼人	唐津市肥前町中浦1039番地	唐津市及び東松浦郡玄海町
坂本 勝俊	唐津市佐志中通4065番地10	"
坂本 伸	唐津市元旗町623番地1	"
中島 次郎	唐津市山田4233番地	"
橋本サトミ	唐津市呼子町呼子3900番地11	"
山口 孝司	東松浦郡玄海町大字有浦上3106番地	"
野口 文人	西松浦郡有田町中尊二丁目12番1号	伊万里市及び西松浦郡有田町
池田 和正	武雄市山内町大字大野9910番地2	武雄市
谷村 茂	嬉野市嬉野町大字不動山甲1540番地	鹿島市、嬉野市及び藤津郡太良町
稚山千鶴子	小城市三日月町金田78番地1	小城市及び多久市
近藤夕工子	杵島郡大町町大字福母193番地7	杵島郡白石町、江北町及び大町町
野口 肥	杵島郡大町町大字福母1513番地	"
一村 正美	杵島郡白石町大字築切816番地1	"
香月 光義	杵島郡白石町大字深浦781番地1	"
黒木 良美	杵島郡白石町大字東郷2921番地	"
溝口 善六	杵島郡白石町大字福富3512番地	"